

イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の利用ガイド

2011年7月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

イングランドおよびウェールズの州特許裁判所（PCC: Patent County Court）については、2010年10月1日に民事訴訟規則（Civil Procedure Rules）および実施細則（Practice Direction）の改正が行われ、手続の簡素化および費用負担の軽減が行われたところ、本年5月12日に高等法院大法官の許可に基づき利用ガイドが発行され、6月には英国政府の司法関連ポータルサイトにおいて公表された。別添の日本語仮訳のとおり、本利用ガイドには州特許裁判所の管轄や具体的な手続について分かりやすく解説されている。

イングランドおよびウェールズにおいては、知財関連訴訟を提起する際、第一審として高等法院（High Court）の特許裁判所（Patent Court）、および、州特許裁判所の2つの選択肢があるが、小規模で複雑さや重要性が比較的低い場合において、州特許裁判所の利用が意図されていることが示されており、特に中小企業や個人の権利者にとって有用であるとされている。

－ 利用ガイドの本文は、以下参照 －

[The Patents County Court Guide](#)

－ イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の制度改正に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の制度改正（2010年10月7日）](#)

（以上）

なお、次の別添資料は参照用のための仮訳であり、最終的な確認、照会についてはその原文において行われるようお願い致します。本仮訳が原文と相違する記載があるときは、全て原文が優先します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いません。

高等法院大法官の許可により
2011年5月12日に発行

1. 概要

- 1.1 はじめに
- 1.2 管轄権
- 1.3 割り当て
- 1.4 州特許裁判所の裁判官
- 1.5 ロンドン外での任務が認められ、これを望む裁判官
- 1.6 州特許裁判所のユーザー委員会
- 1.7 代理

2. 州特許裁判所の手続

- 2.1 訴訟手続提起前
- 2.2 訴訟手続の提起
- 2.3 書類の送達
- 2.4 事件陳述書
- 2.5 訴訟管理
- 2.6 移管
- 2.7 申立
- 2.8 公判
- 2.9 費用
- 2.10 代替的な紛争解決手段

3. 一般合意

- 3.1 訴訟手続の提起と申立
- 3.2 事件表登録の手配
- 3.3 目安時間
- 3.4 文書およびスケジュール
- 3.5 電話による申立
- 3.6 同意命令
- 3.7 判決案
- 3.8 判決後の命令
- 3.9 執行
- 3.10 州特許裁判所への連絡

4. チェックリストおよび訴答書面見本

5. その他

- 5.1 インターネットで入手可能な情報
- 5.2 モニター制度
- 5.3 今後の計画

別紙:

別紙 A 訴訟管理会合命令見本

1. 概要

1.1 はじめに

本書は、州特許裁判所（PCC: Patent County Court）に適用されるもので、州特許裁判所の全てのユーザー（訴訟当事者本人であるか知的財産権訴訟弁護士であるかにかかわらず）のために作成されたものです。

また、訴訟手続がどのように機能するかを説明し、必要に応じてガイドラインを記載し、州特許裁判所での訴訟手続の様々な実用面について触れて、州特許裁判所を現在利用している方や今後利用する可能性のある方の一助となるよう意図しています。

本書において、州特許裁判所で発生する可能性のある全ての事項を網羅することはできませんので、本書に記載されていない状況については、特許裁判所に関するガイドや大法院に関するガイドを参照するようにして下さい。

州特許裁判所の歴史

州特許裁判所は、1987年に Sir Derek Oulton が議長を務める委員会が行った報告を受けて1990年に発足しました。その目的は、高等法院特許裁判所（High Court, Patents Court）での手続に代わる、より安価で簡素化した手続が可能な裁判所を設けることでした。特許裁判所では、より広範で複雑さの高いクレームを対処するものです。

州特許裁判所は、当初はノースロンドンのウッド・グリーンを本拠地としていましたが、1990年半ばにロンドン、ウェスト・エンドにあるリージェンツ・パーク近郊の Park Crescent へ移転しました。そして、2002年には Field House, Breams Buildings へ、2008年には St Dunstan's House, Fetter Lane へ移転しました。

2009年6月に知的財産権裁判所のユーザー委員会（IPCUC: Intellectual Property Court Users' Committee）は、州特許裁判所再編の提案を提示するコンサルテーション・ペーパーを発表し、2009年7月には作業部会の最終報告書が発表されました。同提案は、Jackson 判事による「民事訴訟費用の見直し（Review of Civil Litigation Costs）」という最終報告書において採用され、2010年10月1日には州特許裁判所において一連の手続が新たに施行されました。

同裁判所は、2009年に発生した Field House の火災以来、St Dunstan's House, Fetter Lane に所在し現在に至りますが、2011年に高等法院の大法官部（Chancery Division）（特許裁判所も含まれます。）、商事裁判所（Commercial Court）および技術・建築裁判所（Technology and Construction Court）とともに Rolls Building へ移転する予定です。

1.2 管轄権

州特許裁判所の多くのユーザーは、以下に記載する知的財産権の問題に関する特定の管轄権について関心があるでしょうが、同裁判所は、依然として州裁判所としての通常の管轄権も有しています（1988年著作権・意匠・特許法 s287 (5)）ので、知的財産権関連以外に、州特許裁判所へ適切に提起される他の訴因もあります。

州特許裁判所の知的財産権に関する管轄権は、特許、意匠（登録済みおよび未登録、共同体および英国国内）、商標（英国および共同体）、パッシング・オフ、著作権、データベー

ス権等の、1988年著作権・意匠・特許法に基づくその他の権利をカバーします。

例えば、州特許裁判所は、以下に係る訴訟および反訴を審理、決定することができます。

- 特許、意匠、商標、著作権等の知的財産権の侵害
- 特許、登録意匠および商標の取消または無効化
- 特許補正
- 非侵害の宣言
- 特許、意匠、商標等の知的財産に対する権利の決定
- 特許発明に関する従業員の報酬
- 特許、意匠または商標の侵害に係る訴訟手続の不当な脅威

裁判所は、その広範な知的財産権の権限が分かるよう今後名称変更される可能性があります。

州特許裁判所の管轄権の法的根拠

裁判所の知的財産権の事件に関する管轄権の法的根拠は数多くあります。例えば、1988年著作権・意匠・特許法第287条(1)および(5)（「特別管轄権」について定義し、裁判所の州裁判所としての通常の管轄権を維持）、1994年の州特許裁判所（名称および権限）による命令（SI 1994/1609）、1991年高等法院および州特許裁判書の権限に関する命令（SI 1991/724）等があります。裁判所は、指定された共同体商標裁判所（SI 2006/1027）および共同体意匠裁判所（SI 2005/696）であり、その管轄権の範囲は、ALK Abello v Meridian [2010] EWPC 014, National Guild of Removers & Storers Ltd v Christopher Silveria 事件[2010] EWPC 015, Minsterstone Ltd v Be Modern Ltd 事件[2002] FSR 53および McDonald v Graham 事件[1994] RPC 407において取り上げられています。

「特別管轄権」の範囲は、特許および意匠に関する訴訟手続や、これらの訴訟手続と同じ事件に付随するか起因する訴訟手続です（1988年法 s287 (1)）。「意匠」には、登録済みと未登録のいずれの意匠権に関する事件も含まれ、また、共同体の意匠権も含まれます。

多くの場合、ある事件が州特許裁判所の「特別管轄権」に該当するか否かという判断は重要ではありませんが、特別管轄権に該当する事件とその他の事件との間の決まりの違いは些細な点であり、これについては以下に説明しています。また、これらの相違点は、州特許裁判所における法定代理、そして回復可能な損害金の上限案（以下の 5.3（今後の計画）の段落を参照。）にも関連してきます。

なお、裁判所の通常の管轄権が、秘密保持義務違反の申立等の一定の衡平法上の申立にまで及ばないことに注意して下さい。ただし、州特許裁判所は、SI 1994/1609 および SI 2005/587 に基づく裁判所の指定管轄権内の事件（特許、意匠および商標）に付随する事件の場合は、その事件に関して完全な管轄権を有しています。

法的救済

高等法院において利用可能な全ての救済（仮・終局的差止命令、損害、利益計算、引渡命令および開示を含みます。）は、州特許裁判所でも利用することができます。特に、調査・差押命令（Anton Piller）や資産凍結命令（Mareva）を州特許裁判所で利用することができます（SI 1991/1222）。

訴訟手続に適用される規則

州特許裁判所で開始されたか、または州特許裁判所へ移管された訴訟手続に適用される規則は以下の通りです。

- 一般的な民事訴訟規則 (CPR: Civil Procedure Rules) は、イングランドおよびウェールズの全民事裁判所へ適用されることから、州特許裁判所における訴訟手続の体制を規定しています¹。
- 民事訴訟規則第 63 部「知的財産権に係る申立」は、知的財産権に係る全ての申立に適用されます。第 63 部には、知的財産権事件に特有の規則が規定されており、民事訴訟規則の一般的な部分を修正する箇所もあります。
- 実施細則 63 (PD 63) は、民事訴訟規則第 63 部を補完するものです。
- 第 63 部と実施細則 63 は、以下のように構成されています。
 - 段落 I は、特許および登録意匠 (共同体または国内) に係る訴訟手続に関するもので、州特許裁判所の訴訟手続のうちこれらの権利に関連するものに適用されます。
 - 段落 II において、その他の知的財産権事件は、大法官部、州特許裁判所および大法官部の地方登記所 (Chancery District Registry) がある所定の州裁判所、特定の裁判所へ割り当てられています。
 - 段落 III は、書類送達と長官による参加について規定しています。
 - 段落 IV は、州特許裁判所における訴訟手続とは無関係です。
 - 段落 V は、州特許裁判所で開始されたか、または州特許裁判所へ移管された全ての訴訟手続に関するものです。本段落には、2010 年 10 月 1 日以降に適用される新訴訟手続規則が規定されています。
- 一般的な民事訴訟規則のうち、州特許裁判所に特有の規則を規定する箇所がさらに二つあります。これは、州特許裁判所からの移管および州特許裁判所への移管に関する実施細則 30 段落 9.1 および段落 9.2、ならびに費用負担に関する実施細則の第 45 部段落 VII「州特許裁判所における申立費用」および第 25C 条 (民事訴訟規則 Pt 45) です。

1.3 割り当て

州特許裁判所へ提起すべき事件と高等法院へ提起すべき訴訟との間に明確な境界線はありません。州特許裁判所における損害の上限は 2011 年に制定される予定です (以下の 5.3「今後の計画」の段落を参照。)

申立を開始する裁判所を決める際は、州特許裁判所が設立されたのは小規模かつ長時間を要しない訴訟で、複雑さも重要性も価値も比較的低いものに対応するためであって、裁判

¹ 本書において、「第__部」は民事訴訟規則の部、「規則」は民事訴訟規則における規則、「実施細則」は民事訴訟規則の実施細則を指すものです。これらの最新版は、www.justice.gov.uk/guidance/courts-and-tribunals/courts/procedurerules/civil/index.htm で閲覧可能です。

所で適用される訴訟手続は特にそのような類の事件を意図したものであるという点を念頭に置いて下さい。裁判所は、中小企業や個人が自らの権利を守るために発生し得る訴訟費用によってイノベーションが阻まれることのないよう、より安価で、迅速かつ略式的な手続を提供することを意図しています。より長期的で大規模な、複雑さも重要性も価値も高い訴訟は高等法院の管轄です。

当事者は、州特許裁判所で利用可能な手続を利用するよう望む場合は、同裁判所において事件を維持するよう互いに合意することもできます。裁判所は、できるだけこれに応じるよう努力をしますが、中小企業が司法制度を利用できるよう、事件表を維持します。

州特許裁判所または高等法院における訴訟の当事者は、他の裁判所の方がその事件についてより適切な法廷であると考えられる場合は、裁判所を移管する申請を行うべきでしょう。州特許裁判所の場合、高等法院への変更申請は訴訟管理会合（民事訴訟規則の規則 63.25 (4)）以前に行わなければなりません。現在適用される移管の規定が検討された、ALK Abello v Meridian 事件[2010] EWPC 014 を参照して下さい。

以下にガイドラインを記載しましたので、二つの裁判所のいずれが適切であるかを判断する際の参考として下さい。

- 両当事者の規模。両当事者とも中小企業の場合の事件はおそらく州特許裁判所の方が適切でしょう。一方の当事者が中小企業であり他方がそれより規模の大きい事業である場合の事件も州特許裁判所の方が適しているかもしれませんが、申立の価値やその予想される複雑さ等のその他の要素も検討すべきでしょう。
- 申立の複雑さ。州特許裁判所における手続は効率化されており、公判が 2 日を超えて継続されることはありません。州特許裁判所の効率化された手続であってもそれより長い期間を要すると思われる公判の場合はおそらく適切ではないでしょう。
- 証拠の種類。特許事件に関連する実験の結果は州特許裁判所において証拠として提出できますが、相当に複雑な実験的証拠が関わる事件の場合は州特許裁判所は適さないでしょう。
- 相反する実証的証拠。証人の反対尋問は州特許裁判所において厳しく管理されています。裁判所は、事実に基づく争点（特許の先使用や独立意匠という模倣の抗弁）に関する事件に対処することは十分にできるものの、多くの証人が必要となる場合、その事件は州特許裁判所には適していないかもしれません。
- 申立の価値。申立の価値を評価することが難解である点は良く知られています。特許が取り消された場合の予想損害額、差止命令の価値および市場競争への影響の可能性を考慮しなければなりません。また、侵害申立において回復される可能性のある損害額は検討すべき要素です。州特許裁判所において損害金の上限は（まだ）導入されていませんが、損害額が 500,000 ポンドを優に上回る可能性が高い場合の申立は州特許裁判所には適していないかもしれません。一般的な目安として、当該知的財産権により保護される製品の英国における（権利所有者、ライセンシーおよび侵害者とされる者による）売上高が年間 100 万ポンドを超える紛争は、同意のない限り、州特許裁判所にはおそらく適していません。

州特許裁判所における全ての申立はマルチトラック手続に割り当てられます。現在のところ

る、小額手続や迅速手続はありません。

1.4 州特許裁判所の裁判官

州特許裁判所の特許裁判官およびその判事補は以下の通りです。

Birss QC 裁判官

判事補: Kav Rekhi - 電話 020 7947 7754, ファックス 020 7947 7483, Kav.rekhi@hmcts.gsi.gov.uk

高等法院特許裁判所の裁判官は、必要に応じて州特許裁判所の裁判官として務めることができます。

知的財産権の法廷弁護士の特任シニアメンバーは、州特許裁判所の弁護士として務める資格があり、必要に応じて務めることができます。

1.5 ロンドン外での任務が認められ、これを望む裁判官

時間または費用を節約するために各当事者が望むのであれば、州特許裁判所がロンドン外でも務めることができます。判事補に対して打診をする前に、そのような方法が望ましいかについて当事者間で話し合うようにして下さい。裁判地に関して当事者間の意見が合わない場合は、裁判所はその問題を解決しますが、意見が合う場合は、提案された審理の日までに問題なく取り決められるよう、可及的速やかに判事補へ連絡するようにして下さい。

1.6 州特許裁判所のユーザー委員会

州特許裁判所にはユーザー委員会があり、州特許裁判所における知的財産権の訴訟当事者の問題や懸念について検討しています。同委員会の会員は、州特許裁判所や特許裁判所の裁判官ならびに知的財産庁、欧州特許庁、知的財産弁護士協会 (Intellectual Property Bar Association)、知的財産権評議会判事補 (IP Chambers Clerks)、知的財産弁護士協会 (Intellectual Property Lawyers Association)、英国弁理士会 (Chartered Institute of Patent Attorneys)、商標弁理士会 (Institute of Trade Mark Attorneys)、知的財産権連盟 (IP Federation)、プロボノ委員会 (Pro Bono Committees) および知的財産権学会 (IP Academic) のそれぞれの代表者等です。州特許裁判所における知的財産権訴訟の改善に関するご意見は、できれば委員会の該当代表か委員会の秘書官 (Alan Johnson, Bristows, 100 Victoria Embankment, London EC4Y 0DH 電話: 020 7400 8000 ファックス: 020 7400 8050 Alan.Johnson@Bristows.com) を通じて、同委員会までお知らせ下さい。

知的財産権訴訟のより広い問題については、知的財産権裁判所のユーザー委員会へお知らせ下さい。州特許裁判所のユーザー委員会へご意見をお寄せいただければ、審議事項とは別に問題を提起するか、または知的財産権裁判所のユーザー委員会の代表者もしくはその秘書官 (Philip Westmacott, Bristows, 100 Victoria Embankment, London EC4Y 0DH 電話: 020 7400 8000 ファックス: 020 7400 8050 Philip.Westmacott@Bristows.com) へ転送します。

1.7 代理

訴訟当事者本人は、州特許裁判所における訴訟で自らを代理することはできませんが、知的

財産権に係る事項はかなり複雑なことが多く、知識の豊富な代理人からの支援が有効となる事件がほとんどです。

弁理士²、事務弁護士および商標弁理士³は、いずれも州特許裁判所において依頼人を代理する権利を有しています。これらの専門家は、さらに、法廷弁護士に対して、事件の準備や裁判所における事件の主張を支援するよう指示することもできます。法廷弁護士は、場合によっては、一般から直接指示を受けることもあります。

これらの専門家は、異なる資格やスキルを有していますので、二人以上の代理人がチームとして務めるよう指示することが適切な場合もあります。

これらの異なる専門家に関する詳細の情報は、以下のウェブサイトを確認することができます。

英国弁理士会－www.cipa.org.uk 弁理士および訴訟弁理士に関して

所属弁護士会－www.lawsociety.org.uk 事務弁護士に関して

商標弁理士会－www.itma.org.uk 商標・意匠訴訟当事者に関して

バリスタ評議会－www.barcouncil.org.uk 法廷弁護士に関して、また知的財産権専門法廷弁護士に関して－www.ipba.co.uk

州特許裁判所において事件を提起または弁護する者が自らの代理人に対して支払う余裕がない場合、無料（プロボノ）アドバイスを求めることもできます。ナショナル・プロボノ・センターでは、イングランドおよびウェールズで行なわれる無料法務の全国窓口、即ち、バー・プロボノ・ユニット・ローワークス（事務弁護士のプロボノグループ）および ILEX プロボノ法廷を提供しています。ウェブサイトは www.nationalprobonocentre.org.uk です。

無料の法的支援を求めたい訴訟当事者は、まず市民相談所か法務センターに問い合わせて下さい。ロンドンのストランドにある **Royal Courts** に市民相談所の事務所があります。

州特許裁判所のユーザー委員会は、英国弁理士会との協力により、英国弁理士会の無料法務アドバイス制度の設置のほか、州特許裁判所における無料法的支援の利用可能性を広げる他の方法を積極的に検討しています。

² 「特別管轄権」に該当する事件では、いかなる弁理士も州特許裁判所において依頼人を代理することができます。その他の事件では、弁理士には、訴訟弁理士としてのさらなる資格がなければなりません。

³ 商標弁理士は、州特許裁判所において依頼人を代理するためには商標訴訟弁理士としての追加的資格がなければなりません。

2. 州特許裁判所の手続

2.1 訴訟手続提起前

実施細則 – 提起前の行為（これは www.justice.gov.uk/guidance/courts-and-tribunals/courts/procedurerules/civil/menu/protocol.htm でも確認できます。）をご覧ください。

この実施細則（提起前の行為）へ従うことによって、訴訟手続が提起された後のスケジュールに影響があります（詳しくは以下を参照。）。ただし、知的財産権の権利に関して、訴訟手続を提起するという脅威自体は、不当な場合、訴訟の対象となることが大いにあり得るため、各請求人は、訴訟手続が提起される前に事件を解決しようとするために被告人となる者へ書面を送ることが適切であるかを各自で判断しなければなりません。

2.2 訴訟手続の提起

州特許裁判所は、現在、St Dunstan's House 133-137 Fetter Lane London EC4 1HD に所在します。訴訟手続の提起以外の裁判所に対する通信は全て同住所の Birss QC 裁判官の判事補へ宛てるようにして下さい。

2011年3月31日までは、訴状の発行は、ロンドン中央州裁判所の事務所にて行っています。連絡先詳細は以下の段落 3.10 を参照して下さい。

2011年4月1日以降は、訴状の発行は、王立裁判所（大法官部の登記所）にて行っています。連絡先詳細は以下の段落 3.10 を参照して下さい。

ほとんどの訴訟手続はフォーム N1 (http://www.hmcourtsservice.gov.uk/courtfinder/forms/n1_0102.pdf) によって提起されます。請求人は、裁判所、各被告人、また、自分自身のために一部ずつ用意して下さい。

全ての訴訟手続は、提起されると、Birss QC 裁判官の判事補へ渡ります。訴状の発行後の、州特許裁判所における既存事件に関連する審問（執行以外）は、上記に記載した（さらには、以下の段落 3.10 にも記載されています。）住所の Birss QC 裁判官の判事補へ宛てることもできます。

2.3 書類の送達

訴状は、返信用パックを添えて被告人へ送達する必要があります。請求人が裁判所に対して自ら行うことを通知しない限り、裁判所から文書を送達します。請求人は、送達を自ら行う場合、裁判所から訴状の被告人控えを取得しなければなりません。

民事訴訟規則第6部および関連実施細則では、書類の送達について記載しています。また、規則 63.14 は、登録された権利に係る送達用住所の送達および書類の控えを英国知的財産庁へ送付すべき時期について規定しています。

民事訴訟規則では、受信確認を裁判所への提出のみを要求していますが、抗弁書等のその後の書類は裁判所へ提出するとともに他方当事者へも送達するようにして下さい（規則 15.6 を参照。）。いずれの場合も、裁判所へ提出した書類の控えを他方当事者へ送付して、これらの書類が適時に受領されるようにすると良いでしょう。

2.4 事件陳述書

はじめに

事件陳述書とは、各当事者がその主張を記載する書類です。以下に記載するように、完全性が要求されますが、必ずしも長い文書にする必要はありません。事件陳述書は、以下に詳細に記載するように、関与する個人が事実陳述書によって証明した場合は、州特許裁判所における公判での証拠として有効となります。

期間

一般的に、第 15 部に規定されている期間は、全ての知的財産権の訴訟に適用されます。ただし、規則 63.22 は、抗弁書および答弁書を提出する期間に関して第 15 部を修正するものです。

抗弁書の提出期間は、申立理由書 (Particulars of Claim) によって実施細則のアクション前の行為の遵守が確認されるかによって異なります (規則 63.22 (2) および (3))。期間は 42 日間か、アクション前の行為がなされた場合、70 日間です。

抗弁に対する答弁の期間は、抗弁書の送達から 28 日間です (規則 63.22 (4))。

反訴に対する抗弁の期間は、反訴書の送達から 14 日間です (規則 15.4 (1))。当事者は、これを 28 日間まで延長するよう合意することができ、その場合、裁判所へ通知しなければなりません (規則 15.5)。(この期間は、第 63 部に記載されていないため、規則 63.22 (6) の制約を受けることはありません。)

反訴への抗弁に対する答弁の期間は、抗弁書の送達から 14 日間です (規則 63.22 (5))。

各当事者は、裁判官の事前の承諾がない限り、規則 63.22 に規定されている期間を延長することができません。期間延長の申請は十分前もって行い、なぜ延長を要するかの明確な根拠を記載しなければなりません。

事件陳述書の内容

一般的に事件陳述書 (即ち、全当事者からの訴答書面) は、第 16 部の要件に従うものでなければなりません。また、規則 63.6 および実施細則 63 段落 4.1～段落 4.6 にも従う必要があります。事件陳述書において参照された重要書類 (例えば、侵害の訴状において参照された広告や無効化理由に引用された文書) の控えは、事件陳述書に添えて送達する必要があります。かかる文書について翻訳が必要となる場合は、同時に翻訳も送達する必要があります。

州特許裁判所における事件陳述書は、規則 63.20 (1) に従うものでなければならず、依拠する全ての事実と根拠を簡潔に記載しなければならないことが特徴です。この要件の主な目的は、訴訟管理会合の実施を容易化するためです。訴訟管理会合が問題毎に行われるため、裁判所および両当事者は、訴訟管理会合を行うために、その問題について十分詳細に把握しておく必要があります。ただし、内容を簡潔に記載すべきという要件に注意して下さい。各当事者は、不必要に長い事件陳述書を作成するために必要以上に時間やリソースを割く前に、裁判所に対して問題を提起して下さい。

事件陳述書のガイダンスは以下の通りです。

- 通常の事件の場合、法的主張を事件陳述書に詳細に記載することは必要ないでしょう。依拠する根拠の内容についての簡単な記載のみが必要となるでしょう。
- 特許クレームの解釈を長々と説明することが必要であったり望まれたりすることはないでしょう。ただし、各当事者は、問題（侵害か有効性）となったクレームを特定して、これらのクレームの関連する特徴を特定できなければなりません。
- 侵害事件について説明するために、被疑侵害物・製造工程の特定要素を参照して特許クレームを適切な構成要素に分解することが必要となるでしょう。これを最も便宜的に行うには、表またはグラフを事件陳述書に添付する形が良いでしょう。解釈点は、このように行うことで明らかになり、また、特定する必要もあるかもしれませんが、これらについて長々と主張を行う必要はありません。
- 特許の予測可能性に関する事件の場合、侵害同様の手段（即ち、クレーム構成要素を依拠する先行技術の開示の該当部分と比較した表等の形でのクレーム分解）が必要となる可能性があります。
- 特許の自明性に関する事件の場合、自明とされるステップに関する記載が必要となるでしょう。
- 関連する一般常識を構成する事実の具体的な記載が必要となるでしょう。関連する技術背景の簡単な要約も有効となるでしょう。
- マーク間の類似性の場合、詳細な記載は不要かもしれませんが、適切な場合、特に商品または役務に類似性があるという主張に関連する場合はある程度の詳細が必要になります。商標事件の両当事者は、関係する消費者（該当がある場合）の気性や性格を特定する必要があります。
- 著作権事件（または類似する事件）における独立意匠の抗弁の場合、十分詳細に記載する必要があります。

特許クレームの単独の有効性

一方の当事者が特許の有効性の問題を提起した場合、特許権者（またはその他の関与する当事者）は、無効化の主張に対する答弁書（または抗弁書）において、特許クレームのうち単独の有効性を有するとされるものを特定する必要があります。

事実陳述書

州特許裁判所への適用に関して第 22 部を修正する規則 63.21 をご覧下さい。事実陳述書は、主張された事実を認識する者（またはかかる認識を共有する複数の者）が行う必要があります。事実陳述書へ署名する者が複数の場合、各個人が、事件陳述書のいずれの部分について証明しているのかを明確に記載する必要があります。

適切に証明された事件陳述書（またはその一部）は、第 30 部にに基づき公判における証拠として有効であると認められますが、これは、訴訟管理会合における提起事項です。

誠実でないことを知りながら不正陳述を記載した事件陳述書を証明することによる影響について規定する規則 32.14, および実施細則 32 段落 28 に規定されている手続をご覧下さい。

2.5 訴訟管理 (規則 63.23)

州特許裁判所における訴訟管理会合（以下「訴訟管理会合」といいます。）は、裁判官が行います。訴訟管理会合の目的は、紛争の性質、両当事者の財務状況、事件の複雑さ、事件の重要性および問題となる金銭の額に適した方法により、公判を行うことにあります。初回の訴訟管理会合において、裁判所は、問題を特定して、実施細則 63 段落 29.1 に基づき命令を下すかを決定します。これらには、証人の陳述、専門家の報告書および開示を認める命令等ならびに公判での反対尋問および概略の議論を認める命令等の場合に、追加的な資料の提出を認める命令があります。公判日は訴訟管理会合において確定されます。

訴訟管理会合の日は、通常、以下のように決定されます。抗弁書を提出し送達する全ての被告人がこれを行ってから 14 日以内に請求人が訴訟管理会合の申立を行うものとします。事件が別の裁判所から移管されたものである場合、その請求人は、移管の 14 日以内に訴訟管理会合の申立を行うものとします。いずれの当事者も、これらの日より早い日に訴訟管理会合を行うよう申立を行うことができます。請求人が 14 日以内に訴訟管理会合の申立を行わなかった場合、被告人がこれを行うものとします。いずれの場合も、各当事者がこれを合理的な期間内に行わなかった場合、裁判所が訴訟管理会合の日を確定します。これらの要件は、第 63 部段落 I（基本的に特許および登録意匠。実施細則 63 段落 5.3～段落 5.7 を参照。）に該当する事件に関しては義務付けられていますが、州特許裁判所における全ての事件において、効率的な訴訟管理上遵守すべきです。全ての事件は、規則 63.1 (3) により自動的にマルチトラック手続に割り当てられるため、州特許裁判所の場合、一般的に、割り当て質問書は省略されます。

訴訟管理会合は、公判廷における審理として実施されますが、全当事者が同意した場合、裁判所は、訴訟管理会合を書面にて決定することもできます（規則 63.23 (3)）。

記録ファイル⁴は St Dunstan's House（完全な住所は以下に記載。）の裁判所に提出すべきです。実施細則 63 段落 5.9 はこれらの記録ファイルの作成に適用されるものの、各当事者は、州特許裁判所所定の手続を考慮し、適宜、事件陳述書の添付書類と事件陳述書に参照される文書の写しを含めなければなりません。

一般的に、当事者は、訴訟管理会合について確定された日の前に、指図について同意するよう努力して下さい。裁判所は、依然として問題の特定を行い、裁判所には同意済みの指図内容を修正する権利がありますが、これを行う明確な理由がある場合にのみ修正が行われます。

訴訟管理会合は手続の重要な要素です。なぜなら裁判官が許可しない限り、事件の手続において、証拠、開示または文書の提出によって資料を提出することはできませんが、その許可は訴訟管理会合の場で付与されるからです。特別な事情がない限り、裁判所は、訴訟管理会合において命令された資料のほかに、当事者からの資料提出申請を認めません（規則 63.23 (2)）。

事件において資料の提出を認めるか否かについての裁判所による決定は、費用便益基準の適用（実施細則 63 段落 29.2 (2)）および具体的かつ特定された問題のみに関して許可する

⁴ 「記録ファイル (Bundle)」とは、裁判官が審理の際にその手元に有する必要がある文書を含む一件以上のファイルのことをいいます。記録ファイルの内容は、審理の際に両当事者が裁判官と同じ文書を同じ順序で有するよう、審理前に同意するものとします。

こと（(実施細則 63 段落 29.2 (1)) によります。実施細則 63 段落 29.1 では、裁判所が命令することのできる資料（文書の開示、製品や製造工程の説明、実験の結果、証人の陳述、専門家の報告書、公判における反対尋問および書面による提出または概略の議論）を記載しています。各当事者は、裁判所がこれを基に適切な命令を行うことに協力できるような立場をもって訴訟管理会合に出席する必要があります。特に、各当事者は、以下について考慮するものとします。

(a) 事実について証言する証人または専門的な証人からの証拠の必要性および範囲。なお、裁判所は、事件陳述書において十分な証拠があるか、または追加的な証拠が必要となるかについて検討します。

(b) 口頭証言および反対尋問の必要性および範囲。なお、裁判所は、反対尋問を特定の問題に制限し、その実施時間も制限します。

(c) 文書開示の必要性および範囲。

(d) 実験の結果、製造工程もしくは製品の説明書またはサンプル提供の必要性。

(e) 文書提出または概略の議論の必要性。

(f) 公判までの推定スケジュール。これには、文書、製品および製造工程の説明書ならびに実験の結果に関する開示を行う日と、証人の陳述および専門家の報告書のスケジュール（答弁における証拠の提出を含みます。）（出頭する場合）とが含まれます。

(g) 口頭審理を行うか、決定を書面のみに基づき行うことができるか。口頭審理が適切であるとされた場合、裁判所は、審理期間を 2 日以内の期間に設定するよう命令します。

訴訟管理会合命令の見本を本書に別紙 A として添付しています。

2.6 移管（規則 63.18 ならびに規則 63.25 (4) および (5)

事件の高等法院への移管申請は、訴訟管理会合において行ってください。裁判所は、実施細則 30（移管）の規定（特に高等法院と州特許裁判所との間の移管に関連する段落 9.）を考慮します。上記の 1.3 「割り当て」に記載された検討事項が検討対象となります。また、高等法院への移管申請を検討する際、以下の追加事項も考慮されます。

・ 高等法院における費用の発生を望まないものの、侵害者とされる者が事件の高等法院への移管を求める可能性を懸念している知的財産権所有者は、例えば、差止命令を断念したり、特定の販売価値を参照したりする等、自らの権利執行内容を制限するよう約することもできます。

・ 請求人が高等法院での訴訟費用を支払う余裕がない場合に高等法院への移管を求める被告人は、請求人に対して、訴訟を再開する権利を侵すことなく、負の費用が裁定されることなしに、自らの申立を撤回するよう申し出ることもできます。

訴訟管理会合の後の高等法院への移管申請は、特別な事情の場合にのみ検討の対象となります。

高等法院は、事件を高等法院から州特許裁判所へ移管する権限を有しています。かかる命

令申請は、高等法院に対して行わなければなりません。

高等法院は、特別管轄権範囲内の訴訟手続を州特許裁判所から移管されることを命令する権限を有していません（1988年法 s289 (1)）。

2.7 申立（規則 63.25）

訴訟管理会合に関するもの以外の、裁判所への申立は、裁判所が審理を実施する必要があると認めない限り、審理なしで対応されます（規則 63.25 (3)）。申立の電話による審理に関する規定は、以下の段落 3.5 に記載されています。

申立書が提出された場合、該申立書の応答者は、申立の通知が送達されてから 5 日以内に応答書を提出し、全ての関与する当事者に対して送達しなければなりません。費用負担の決定は公判の終結の際に行いますが、当事者が非合理的な行動をした場合、裁判所は、審理の終結時に費用の命令を下します（規則 63.26 (2)）。

2.8 公判（実施細則 63 第 31 段落目）

裁判所は、訴訟管理会合において公判のスケジュールを検討しますが、これは、公判の開始時に変更される場合もあります。このスケジュールは、各当事者の審理にかかる目安時間を考慮した上で決定されますが、この目安時間はスケジュールの決定要素となるわけではありません。適切な限り、裁判所は、各当事者に対して均等に時間を配分します。反対尋問は厳重に管理されます。

裁判所は、公判期間が 2 日を超えないよう努力します。州特許裁判所における多くの事件は、1 日で審理を最後まで行うことが可能です。

2.9 費用（規則 63.23）

州特許裁判所の費用は、第 45 部規則 45.41 乃至 45.43 により上限が設けられています。また、実施細則 45 段落 25C も参照して下さい。限られた例外もありますが、裁判所は、当事者に対して、侵害の有無に関する審理については、費用総額が 50,000 ポンド超、そして損害または利益計算に関する審問については、費用総額が 25,000 ポンド超の支払を命令することはありません。

費用実施細則段落 25C の「Table A」および「Table B」において、裁判所が州特許裁判所における申立の各段階で裁定するスケールコストの上限額が規定されています。

別の裁判所、つまり他の州裁判所か高等法院から州特許裁判所へ移管された事件に関して、州特許裁判所は、移管前の訴訟手続において発生した費用についてケース・バイ・ケースで決定します。

2.10 代替的な紛争解決手段

州特許裁判所は、上記の 1.2 「管轄」に記載したように、知的財産権事件を決定することを主な役割としていますが、州特許裁判所は、各当事者に対して、代替的紛争解決手段（メディエーションやコンシリエーションを含みますが、これらに限定されません。）を、紛争または紛争の一部を構成する問題の代替的な解決手段として利用するよう推奨しています。

代替的紛争解決手段の利用には多くの利点があります。大幅な費用の節約につながることもあれば、訴訟と比べてより広範な解決方法が可能となります。例えば、訴訟の解決は、通常、裁判所で取り扱う問題に関して「一方に有利 (win/lose)」な解決に限定されますが、代替的紛争解決手段の場合は、創造的な「両者に有利 (win/win)」な解決となる可能性があります（これは、代替的紛争解決手段のうち、各当事者が協力し合うことができるその他の分野を模索するものもあるからです）。また、複数の国において同時に解決を図ることも可能です。

代理人は、代替的紛争解決手段の利用を検討し、依頼人に対して、その利用について助言すべきですが、全ての事件が代替的紛争解決手段により解決できるわけではありません。適切な場合、州特許裁判所は、当事者に代替的紛争解決手段の利用を推奨し、当事者が代替的紛争解決手段を利用できるように、事件を一定期間延長させることができます。州特許裁判所の裁判官は、訴訟管理会合において、各当事者が代替的紛争解決手段に関して助言を受けているか、また、延長を求めているかについて尋ねますが、これは、通常、訴訟管理会合自体を遅らせる理由にはなりません。

代替的紛争解決手段には多くの形態があり、そのほとんどが無料ではありません。例えば、以下のようなものがあります。

(a) コンシリエーション—第三者を利用して、紛争に関して合意に至る可能性があるかを確認したり、法的拘束力のない見解を提供したりします。コンシリエーション業務を提供する商業機関はいくつかあります。

(b) メディエーション—訓練を受けた調停人を任命して、法的に拘束力のある合意を交渉することができるかを確認します。各当事者は、通常、メディエーション手続に関して基本合意書を締結します。メディエーションでは、調停人が両当事者同時に面談を行うか、または各当事者と、それぞれ別々の部屋で面談を行うことにより交渉を進めます。

(c) 仲裁—一連の手続規則に基づき仲裁人（すなわち、法廷外の決定者）を任命します。そして、仲裁人は事件に関して拘束力のある決定を下します。仲裁は訴訟に代わるものではありますが、仲裁人による決定は、各当事者のみに知らされます。仲裁が両当事者間の間でのみの事項となるため、仲裁人は知的財産権を撤回することができません。

(d) 早期中立者評価—紛争における 1 件以上の問題に関する見解を提供する専門家を任命します。かかる見解には拘束力はありませんが、両当事者が事件の解決に至る上での手立てとなります。

(e) 法的拘束力のある専門家決定—紛争における 1 件以上の問題に関する決定を行う専門家を任命します。かかる決定は、両当事者の間で合意することにより法的に拘束力が発生します。

(f) 知的財産庁見解—英国知的財産庁は、特許侵害および特許有効性に関する法的拘束力のない見解を提供する制度を実施しています。この見解は、見解を申請する当事者が提供した文書に基づくものです。他方当事者は見解を提出する権利を有していますが、知的財産庁での手続の当事者とはなりません。当事者は、かかる見解の結果によって法的に拘束されるよう合意することができます。

判事補からメディエーション業務提供者の一覧を入手することができます。

3. 一般合意

3.1 訴訟手続の提起と申立

(a) 訴訟手続の提起

上記の段落 2.2 に記載されるように、2011 年 3 月 31 日まで、訴状の発行は、ロンドン中央州裁判所の事務所にて行われます。2011 年 4 月 1 日以降、訴状は、王立裁判所（大法官部の登記所）にて発行されます。訴訟手続は提起されると州特許裁判所 St Dunstan's House の判事補へ渡ります。

訴訟手続を提起する手数料は、価値等の、申立の性質によって異なります。裁判所からのガイダンスを求めると良いでしょう。最新の裁判所手数料はこちら (www.hmcourts-service.gov.uk/courtfinder/forms/ex50_e.pdf) で確認できます。

(b) 訴訟手続の州特許裁判所への移管

2011 年 3 月 31 日までの間、州特許裁判所へ移管された事件は、まず、26 Park Crescent, London にあるロンドン中央州裁判所の事務所が引き受けます。2011 年 4 月 1 日以降、州特許裁判所へ移管された事件は、王立裁判所（大法官部の登記所）が引き受けます。全ての移管された訴訟手続は、州特許裁判所 St Dunstan's House の判事補へ渡ります。

(c) 暫定的申立の提起

全ての暫定的訴訟手続の提起は、現在、投函または出頭することにより、引き続き St Dunstan's House の Birss QC 裁判官の判事補が対応しています。手数料の支払は St Dunstan's House にて行われます。

以下の点に留意して下さい。

- a. 最初の訴訟管理会合（規則 63.23）は、全当事者が書面による決定に同意しない限り、審理の際に実施されます。
- b. 裁判所は、それ以外の申立全てに審理なしで対応しますが、裁判所により審理が必要と認める場合はこの限りではありません（規則 63.25（3））。

手数料は、申立書が発行された時点で、かつ、裁判所が審理の必要性を検討する前に（検討する場合）に、その文面により決定されます。従って、審理の際に決定するよう記された申立は 80 ポンドの費用がかかります。審理以外で決定するよう記された申立は 45 ポンドの手数料がかかります。

訴訟手続を提起するための出頭

手数料と申立書は、St Dunstan's House の Birss 裁判官の判事補が引き受けることになっています。申立書は発行され返却されます。

訴訟手続を提起するための投函による申立

申立書は St Dunstan's House の Birss QC 裁判官の判事補へ送付して下さい。判事補がそ

の申立書を発行，返却します。

3.2 事件表登録の手配

(a) 第一回目訴訟管理会合（規則 63.23）

申立書が最初の訴訟管理会合（規則 63.23）に対するものである場合，審理の日は，申立が提起されると同時に以下のように確定されます。

a. 出頭することにより St Dunstan's House の Birss QC 裁判官の判事補に対して提起された申立の場合，両当事者の出頭中に申立人またはその代理人の立会いのもと，判事補が，大法官部裁判官のリスティング・オフィス（Chancery Judges Listing Office）へ連絡し，そこで日付が付与されます。

b. 投函により提起された申立の場合，判事補が審理日を取得して両当事者へ連絡します。

(b) 審理命令の場合の暫定的申立書

審理の際に決定するよう記された申立書の場合，裁判所は，審理の必要性を速やかに検討します。裁判所により審理の実施が必要であると認めた場合，判事補は審理日を取得し両当事者へ連絡します。

(c) 公判

公判日は訴訟管理会合（以下「訴訟管理会合」といいます。）で確定され，訴訟管理会合に出席する各当事者は公判日を確定させるための必要情報を用意すべきです。

公判手数料（1,090 ポンド）は，設定された公判日の 14 日前までに支払わなければなりません。

3.3 目安時間

各当事者は，審理を求める全ての申立について目安時間を伝えなければなりません。各当事者は，現実的で正確な目安時間を伝え，また，それには裁判所が申立の審理の前に文書に目を通すためのリーディング時間も含めるようにしなければなりません。裁判所は，目安時間を超過した場合，打ち切りを課すことを検討します。

審理の際，裁判所は，訴訟手続を積極的に管理し，審理時に配分された時間の上限を設定します。この手続を円滑化するために，各当事者は，現実的で正確な目安時間を事前に伝える必要があります。

当事者およびその法律顧問は，伝えられた目安時間が非現実的であると考えた場合，可及的速やかに新たな目安時間を判事補へ通知する義務があります。

裁判所は，通常，午前 10:30～午後 4:15 の間に公判を行い，午後 1:00～午後 2:00 の間は昼食時間となります。訴訟管理会合等の審理は，通常，午前 10:30 に行われますが，適切な場合は別の時間にも行われる場合があります。

3.4 文書およびスケジュール

申立および公判の審理に関する文書の作成は非常に重要な作業ですので、賢明に対応して下さい。大法院に関するガイドの別紙 6 に記載される一般的なガイダンスに従う必要があります。代理人および訴訟当事者本人は、これに従わない場合、その理由を説明するよう要求され、個人的に罰金が科される可能性もあります。

審理に係る文書は、判事補へ直接提出して下さい。締め切りまでにハードコピーを提出する時間が十分でない場合、重要な文書（概略の議論）をファックスで提出し、その後鮮明なハードコピーを提出して下さい。文書をファックスする代わりに、合意があれば、メールにて判事補へ送付することもできます。

両当事者は、審理について確定された日の 2 日前の正午までに、全ての関連文書を判事補へ必ず提出する義務があります。ただし、これより長期または短期の期間が裁判官により命令された場合や本書に規定されている場合はこの限りではありません。

裁判官は、全ての重要文書について、ディスクかメールによって、裁判官が利用する際に便利な形式（通常は、マイクロソフトワードの現・最新版によるファイルかテキスト検索可能な pdf ファイル）でも提供するように求めています。公判の場合、これらには通常、概略の議論、重要な特許および図面、証人の陳述ならびに専門家の報告書等があります。

当事者は、公判が開始する前、公判用記録ファイルの提供に関する実施細則 63 段落 9 の要件、および裁判官用リーディングガイドに従うようにするものとします。公判スケジュールが訴訟管理会合で協議されておらず、また、指示命令（Order for Directions）に記載されていない限り、当事者は、詳細スケジュールを提出し、これに、予定されている反対尋問のために証人の出席が要求される日時を記載するものとします。

訴訟管理会合において技術的手引書の作成が命令された場合、両当事者は、一般常識を構成すると同意した箇所を特定する必要があります。このスケジュールは、訴訟管理会合において定められます。

概略の議論を利用する場合、裁判官が申立または公判までにそれを読むことができるよう余裕をもって事前に提出する必要があります。以下の場合、概略の議論は、他の当事者へも送達しなければなりません。

a 申立の場合に概略の議論を利用するとき、通常は、前営業日の午前 10:30 までに提出する必要があります（または、短い申立の場合は午後 3:00）。

b 公判の場合、概略は、訴訟管理会合において命令された場合にのみ利用することができ、通常は、公判開始の 2 営業日以上前に提出する必要があります。

トランスクリプト

公判で証拠のトランスクリプトが作成され裁判官へ提出される場合、このトランスクリプトは、メールおよびハードコピーにて提供する必要があります。

3.5 電話による申立

州特許裁判所は、実施細則の第 23 部および実施細則 63 段落 30.1 に基づき、電話会議により申立を審理します。申立を行う当事者は、その責任において電話申立の設定を行い、各当事者、弁護士補（法廷弁護士が指定された場合）および判事補または大法官部のリスト

イング・オフィスに対して会議電話の時間を知らせるものとします。

申立は記録することが可能であり、British Telecom（またはその他の業務提供者）ではなく裁判所による記録を申請した場合は、判事補との間でその手配をする必要があります。記録はトランスクリプトされません。テープは判事補が6ヶ月間保存します。トランスクリプトが必要な場合は、当事者で手配を行う必要があります。

この手続は、それによって費用が節約される場合に利用すべきです。

3.6 同意命令

裁判所は、通常、いずれの当事者も出席する必要なしに、同意命令を行う用意があります。この場合、合意された命令の草案および全ての当事者またはその代理人の書面による同意を判事補へ提出する必要があります。申立の担当裁判官により審理が必要であると認められない限り、この草案を署名することにより、合意された条件による命令を下します。これは適宜作成され、各当事者へ送付されます。

3.7 判決案

多くの判決（特に公判が長かった場合）は、留保され、判事補または大法官部のリスティング・オフィスが設定する日に言い渡されます。可能な場合、判決を言い渡す日は、訴訟管理会合の際に決定されます。判決が留保されるのは、弁護士が裁判所に対して印刷ミスや明らかな誤り（もしあれば）を知らせることができるよう、各当事者の代理人（または訴訟当事者本人）に対して判決案の写しを提供するためです。その本文は、上記の校正のみを目的として、機密的に各当事者へ開示することができますが、判決またはその影響をその他の者へ開示しまたは公表することがきかないこと、また、判決に対して行為（社内的なものを除く。）を一切とってはならないことについての了承の上開示されます。当事者は、このように判決案の閲覧を望まない場合、判決留保の際に、裁判所に対して、その旨知らせるものとします。

3.8 判決後の命令

判決が法廷で下される前に草案の形で提供された場合、当事者は、法廷での言い渡しに先立って、希望する命令の草案を交換し合うべきです。判決が下されるとき、一方の当事者が他方の当事者に対していきなり提案することは全く望ましくありません。当事者は、命令に関して合意し、裁判官に対して、全当事者またはその代理人が署名した命令の写しを提出した場合、判決を下す際に同席は不要です。

3.9 執行

全ての執行は、ロンドン中央州裁判所の執行部門で引き続き行われます。

3.10 州特許裁判所への連絡

2011年3月31日までの間、州特許裁判所に対する訴状の提起および申立手数料に関する一般的な問い合わせの窓口は以下のとおりです。

The Specialist Section
Central London Civil Justice Centre

26 Park Crescent
London
W1N 4HT
DX 97325 REGENTS PARK 2
電話: 020 7917 7821
ファックス: 020 7917 7935

2011年4月1日以降は、州特許裁判所の訴状の提起および一般的な問い合わせの窓口は以下のとおりです。

Chancery Registry TM 5.04
Royal Courts of Justice
Strand
London WC2A 2LL
DX 44450 STRAND
電話 020 7947 7783
ファックス 020 7947 7422

訴状が提起された後、州特許裁判所における既存事件に関する問い合わせ（執行関連以外）の窓口は以下のとおりです。

The Clerk to HHJ Birss QC
St Dunstan's House
133-137 Fetter Lane

London EC4A 1HD
DX 44450 STRAND
電話: 020 7947 7754
ファックス: 020 7947 7483

大法官部のリスティング・オフィスの連絡窓口は以下のとおりです。

The Chancery Listing Department Room WG04
Royal Courts of Justice
Strand
London WC2A 2LL
DX 44450 STRAND
電話: 020 7947 7717
ファックス: 0870 739 5869

執行に関する問い合わせは、上記所在地のロンドン中央民事訴訟センターの専門家部門が窓口となります。

4. チェックリストおよび訴答書面見本

州特許裁判所のユーザー委員会は、ユーザーの皆さんが州特許裁判所において適用される訴答書面の規則の要件を理解し、これに対応できるように、チェックリストおよび訴答書面見本を作成中です。

5. その他

5.1 インターネットで入手可能な情報

州特許裁判所に関する情報は、英国裁判所局（HM Courts Service）のウェブサイトで閲覧可能です。

本書は以下のサイトでも閲覧可能です。

www.justice.gov.uk/guidance/courts-and-tribunals/courts/hearing-lists/listpatents-cc.htm

州特許裁判所の毎日更新される事件表は以下のサイトで閲覧可能です。

www.justice.gov.uk/guidance/courts-and-tribunals/courts/hearing-lists/listpatents-cc-daily.htm

州特許裁判所において実施予定の公判の一覧が、以下のサイトで閲覧可能な「特許裁判所ダイアリー」の係属事件の箇所に追加されました。

www.justice.gov.uk/guidance/courts-and-tribunals/courts/hearing-lists/listpatents-court-diary.htm

州特許裁判所の判決は以下のサイトで閲覧可能です。

<http://www.bailii.org/ew/cases/EWPCC/>

5.2 モニター制度

2010年11月2日開催の州特許裁判所のユーザー委員会の会議の結果を受けて、新し続規則に基づき行われる訴訟手続を追跡するために監視制度が導入されました。訴訟手続が開始されると、各当事者は、新し続規則に基づき行われる事件の当事者として、州特許裁判所における訴訟手続実施に関連するコメントまたはフィードバックをお願いする通知を受け取りします。いずれのコメントも真剣に検討し、取り扱われますが、裁判所もユーザー委員会も提起される問題について協議することはありません。この制度は、単に、新規則に基づく事件の実施を監視するための制度であり、不服申立手続でも異議に対応するための制度でもありません。州特許裁判所のユーザー委員会は、新し続に関するコメントに特に関心がありますが、本裁判所の実務に関するご意見も是非お待ちしております。

5.3 今後の計画

州特許裁判所のユーザー委員会は、今後の取り決めについて検討中です。

州特許裁判所は、2011年に、高等法院の大法官部（特許裁判所も含まれます。）、商事裁判所および技術・建築裁判所とともに、Rolls Buildingへ移転する予定です。

大法官部の登記所および提起部門も同時にRolls Buildingへ移転するため、州特許裁判所

に対する訴状の提起は、Rolls Building で行われます。

知的財産庁は、州特許裁判所において回復可能な損害額の上限を 500,000 ポンドにすべきかに関する協議を行っています。州特許裁判所の特別管轄権での申立に関して 500,000 ポンドの損害額条件は、2011 年に施行される見込みです。通常権限での申立に関しても、その上限を設ける計画があります。

また、広範な知的財産権の権限を反映すべく、同裁判所の名称を変更する案もあります。

また、Jackson Report で提案されたような、小額手続トラックおよび迅速手続トラックについても検討が行われています。

別紙 A
訴訟管理会合命令見本

[年 月 日]の訴訟管理会合の結果,

以下を命令する。

開示

1. 各当事者は、フォーム N265 に従い、各自が管理する文書のうち「問題 X」に関するものの一覧を[年 月 日]までに作成し、他方当事者に対して交付する。いずれかの当事者が他方当事者の管理する文書を閲覧し、その複写を入手することを望む場合は、他方当事者にその旨書面により通知するものとする。かかる閲覧は、合理的な通知があった場合、合理的な時間であればいつでもでき、また、かかる複写は、要求後 14 日以内に提供されます。ただし、複写を要求する当事者が複写の合理的な費用の負担を約束することを条件とする。

証拠

2. 事件陳述書は、主に「問題 U および問題 V」に関する証拠となります。

3. 各当事者は、[年 月 日]の午後 4:00 以前に、[問題 X および問題 Y] について記載する証人の陳述を提出することができる。

4. 各当事者は、[年 月 日]の午後 4:00 以前に証人の陳述を応答として提出することができる。

5. 各当事者は、それぞれ、[年 月 日]の午後 4:00 以前に [問題 Z] について記載する専門家の報告書を提出することができる。

6. 各当事者は、[年 月 日]の午後 4:00 以前に専門家の報告書を応答として提出することができる。

7. [問題 X] について証言する証人は、公判において反対尋問を受けることもある。それ以外の証人が反対尋問を受けることはない。

公判

8. 公判に配分された期間は 1 日である。各当事者はそれぞれ半日ずつ配分される。

9. 各当事者の反対尋問および発言に対する目安時間は、[年 月 日]の午後 4:00 以前に提出する。裁判所は、この目安を検討し、これを考慮した上で時間を割り当てる。

10. 各当事者は、[年 月 日]の午後 4:00 以前に概略の議論を提出することが認められている。

11. 申立の公判は[年 月 日]に行われるものとする。

12. 訴訟の判決は、[年 月 日]に下されるものとする。

費用

13. 本訴訟管理会合の費用は事件の費用とする。